

令和5年9月15日

平塚市監査委員 市川 喜久江  
同 城田 孝子  
同 山原 栄一  
同 秋澤 雅久

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
市民部 市民情報・相談課
- 2 監査実施日  
令和5年6月5日
- 3 監査結果の公表日  
令和5年6月29日（平塚市監査委員公表第11号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、市外在住者に対応するために発行した情報公開に係るコピー代の納入通知書に納期限設定誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 収入事務における市外在住者への納入通知書の新規発行及び再発行にあたっては、平塚市財務規則第41条の規定に基づき、指定納入期日について、通知の日から2週間以内の納期限の設定を徹底いたします。 また、納入義務者に対しては、指定納入期日までの納付の徹底について、丁寧に説明をしております。

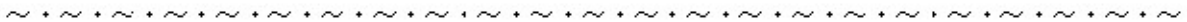
- ~~~~~
- 1 監査実施対象課  
市民部 文化・交流課
  - 2 監査実施日  
令和5年6月5日

3 監査結果の公表日

令和5年6月29日（平塚市監査委員公表第11号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、文化芸術ホール自動販売機電気使用料の納入通知書に納期限設定誤りが散見された。平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 文化芸術ホール自動販売機電気使用料の納入通知書の納期限については、行政財産使用許可（自動販売機設置許可）に伴う許可条件において納期限を30日と設定すべきところを設定がもれていたため、平塚市財務規則等に則り2週間以内の納期限を設定するべきでした。今回の納期限設定誤りは、行政財産使用許可（自動販売機設置許可）に伴う許可条件に納期限を30日と設定していると誤認してしまったことが原因です。</p> <p>今後は、行政財産使用許可（自動販売機設置許可）に伴う許可条件の内容をしっかりと精査し納期限を設定します。</p>



1 監査実施対象課

社会教育部 中央公民館

2 監査実施日

令和5年6月5日

3 監査結果の公表日

令和5年6月29日（平塚市監査委員公表第11号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、地区公民館施設使用料の調定及び科目更正に誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 調定伝票起票時に起案者・決裁者ともに費目と件名を慎重に確認します。また、年度末に実施している歳入総確認に加え、年度中間時に起票済調定伝票の費目・件名確認を実施します。</p>

以上